

(別添)

BSE 関係飼料規制の遵守状況（平成 24 年度～令和 5 年度）

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について（令和 7 年 1 月 9 日付け府食第 12 号）による要請に基づき、平成 24 年度～令和 5 年度の BSE 関係飼料規制の遵守状況（①国内飼料に係る交差汚染の防止、②輸入飼料に係る交差汚染の防止、③販売業者に対する規制の徹底、④牛飼育農家に対する規制の徹底、⑤製造段階における規制の徹底及び⑥レンダリング事業場に対する規制の徹底）を取りまとめた結果は以下のとおり。

1 国内飼料に係る交差汚染の防止

飼料安全法に基づく製造業者からの届出により、国内飼料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認している。令和 5 年度は、（独）農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）が、単体飼料や配混合飼料工場 708 か所を対象に検査を行った。

平成 24 年度～令和 5 年度に行った検査における不適合事例とその改善措置の内容については、飼料安全法に基づく成分規格等省令違反に該当する不適合が平成 28 年度に 1 件、令和 5 年度に 2 件あった。

いずれもレンダリング事業場での不適合であるため、詳細は「6 レンダリング事業場に対する規制の徹底」を参照されたい。

2 輸入飼料に係る交差汚染の防止

飼料安全法に基づく輸入業者からの届出により、輸入飼料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認している。令和 5 年度は、FAMIC が、輸入業者（435 業者）が輸入した飼料 8 点（別表 1）について検査した結果、牛由来たん白質は検出されなかった。

3 販売業者に対する規制の徹底

令和 5 年度に、都道府県が、飼料又は飼料添加物の販売事業場（15,667 か所）に対する検査を 609 件実施したところ、法令違反には該当しないが反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知）（以下、「BSE ガイドライン」という。）に係る不適合が 1 件あった（別表 2 の 1）。

当該不適合の内容は、帳簿の保存期間が不十分（1 件）であり、帳簿の適切

な管理の徹底について改善指導を行い、必要な是正措置が講じられた。

なお、当該不適合を端緒とした保管場所における牛等用飼料への混入等は確認されなかった。

4 牛飼育農家に対する規制の徹底

令和5年度に、都道府県が、牛飼育農家（52,756戸）に対する検査を3,157件実施したところ、不適合は認められなかった（別表2の2）。

5 製造段階に対する規制の徹底

令和5年度に、FAMIC及び都道府県が、飼料等製造事業場（3,823か所）に対する検査を401件（FAMIC：193件、都道府県：208件）実施したところ、法令違反には該当しないがBSEガイドラインに係る不適合が3件（FAMIC：2件（別表2の3）、都道府県：1件（別表2の4））あった。

不適合の内容は、表示の不備（2件）及び汚染防止に係る施設管理の不備（1件）であり、適切な表示、製造施設の管理の徹底について改善指導を行い、必要な是正措置が講じられた。

なお、当該不適合を端緒として、飼料安全法第3条第1項の規定による基準又は規格に適合しない飼料が製造された事例はなかった。

6 レンダリング事業場に対する規制の徹底

平成24年度から令和4年度に、FAMICがレンダリング事業場に対する検査を672件（平成24年度：63件、平成25年度：60件、平成26年度：60件、平成27年度：73件、平成28年度：66件、平成29年度：61件、平成30年度：60件、令和元年度：58件、令和2年度：38件、令和3年度：35件、令和4年度：48件）実施したところ、飼料安全法に基づく成分規格等省令違反に該当する不適合が1件あった。

また、令和5年度に、FAMICがレンダリング事業者（59か所）に対する検査を50件実施したところ、飼料安全法に基づく成分規格等省令違反に該当する不適合が2件あった。

不適合事例3件のうち2件（平成28年度：1件、令和5年度：1件）は、動物性油脂の不溶性不純物が成分規格（0.15%）を超えていた事例であり、原因として静置時間の短縮や設備の清掃頻度の低さが考えられたことから、社内で規定された静置時間の遵守や清掃頻度を高めることで改善した。

(別添)

残る 1 件（令和 5 年度）は、豚肉骨粉から牛由来たん白質が検出された事例であり、原因として、原料収集先において特定危険部位は除去された牛原料が誤って豚原料の収集缶に混入し、その原料を用いてレンダリング事業者が飼料を製造したことが考えられた。そのため、原料収集先の収集缶の管理・運搬方法の手順遵守を徹底するよう指導し、レンダリング事業者は製造工程のクリーニングを実施するとともに、原料収集先での契約履行状況の確認及び出荷前に行う自主検査の頻度を高めることで改善した。

いずれの事例も、牛等用飼料又は牛等用飼料原料を製造する事業場へは出荷されていないことから、当該違反による牛等用飼料への混入はなかった。

○ 輸入飼料の検査点数（令和 5 年度）

飼料の種類	検査点数
混合飼料 単体飼料	(8 点) (0 点)
米国産 ブラジル産 ブルガリア産 ベルギー産	5 点 1 点 1 点 1 点
合 計	8 点

注) 輸入魚粉については、動物検疫所が検査しており、輸入魚粉から魚介類以外の動物由来たん白の混入が認められた場合は輸入停止。

○ 販売業者等における不適合事例（令和5年度）

1 販売業者（1件）

該当する不適合事例の種類		概要（是正措置等）
帳簿の備付けの不備	1件	帳簿の保存期間が不十分

2 牛飼養農家（0件）

該当なし

3 製造業者（FAMIC）（2件）

該当する不適合事例の種類		概要（是正措置等）
表示の不備	1件	動物由来たん白質の表示票の不備
汚染防止のための施設管理の不備	1件	製造施設における汚染防止のための措置が不十分

4 製造業者（県）（1件）

該当する不適合事例の種類		概要（是正措置等）
表示の不備	1件	A飼料である旨の表示の不備

注) 1. 「A飼料」とは、飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊、及びしかをいう。以下同じ。）に給与される又は可能性のあるものとして、動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

2. 「B飼料」とは、飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。